



2020年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
代 表 者 名 代表取締役社長 本間 洋  
(コード：9613 東証第1部)  
問 合 せ 先 IR室長 瀬戸口 浩  
(TEL. 03-5546-8119)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会において「定款一部変更の件」を2020年6月17日開催予定の第32回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスのいっそうの強化を図り、経営の健全性と効率性を更に高めるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役への権限委任に関する規定の新設等の所要の変更を行うものです。

#### 2. 変更内容

変更内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催予定日	2020年6月17日(水曜日)
(2) 定款変更の効力発生予定日	2020年6月17日(水曜日)

以 上

【別紙】 変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 <u>会計監査人</u>	第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> 3 <u>会計監査人</u> (削除)
第6条～第17条 (省略)	第6条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会等	第4章 取締役及び取締役会等
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条 当社の <u>取締役は13名以内</u> とする。	第18条 当社の <u>監査等委員でない取締役は、11名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内</u> とする。
第19条 (省略)	第19条 (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	
2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、 <u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	3 補欠として選任された <u>監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役等)	(代表取締役等)
第21条 当社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から選定する。	第21条 当社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって <u>監査等委員でない取締役の中から</u> 選定する。
2～3 (省略)	2～3 (現行どおり)
4 社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。	4 社長のほか、取締役会の決議をもって、 <u>監査等委員でない取締役の中から、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>5 (省略)</p> <p>6 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 1～3 (省略)</p> <p>4 取締役会を招集するには、会日より3日前に、各取締役及び各監査役にその通知を發するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>5～7 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第23条～第24条 (省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第25条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任決議)</p> <p>第26条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 <u>監査役会は、その決議により常勤監査役若干名を定める。</u></p>	<p>5 (現行どおり)</p> <p>6 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の<u>監査等委員でない</u>取締役がその職務を行う。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 1～3 (現行どおり)</p> <p>4 取締役会を招集するには、会日より3日前に、各取締役にその通知を發するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>5～7 (現行どおり)</p> <p>(業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第26条 <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員若干名を定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>(監査役会)</u></p> <p>第29条 <u>監査役会</u>を招集するには、会日より3日前に、<u>各監査役</u>にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>3 <u>監査役会</u>に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第30条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><u>(監査等委員会)</u></p> <p>第27条 <u>監査等委員会</u>を招集するには、会日より3日前に、<u>各監査等委員</u>にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>3 <u>監査等委員会</u>に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削除)</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>第31条～第33条 (省略)</p>	<p>第28条～第30条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
	<p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>令和2年6月開催の第32回定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第30条の定めるところによる。</u></p>